

(介護予防)認知症対応型共同生活介護 グループホームさくらの家東矢口

利用料金

(1) 介護給付によるサービス (基本的なサービス費)

状態区分	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要支援2	817円/日	1633円/日	2450円/日

(2) その他介護給付サービス加算

加算項目	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割	加算条件	適用
初期加算	33円/日	66円/日	99円/日	利用者が新規に入所及び3ヶ月以上の入院後に再入所した場合、30日を限度として加算。	○
退居時相談援助加算	436円/回	872円/回	1308円/回	利用者1人につき1回を限度	○
認知症専門ケア加算 (I)	4円/日	7円/日	10円/日	実践リーダー研修修了者1名配置し、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が入居者の1/2以上	○
サービス提供体制強化加算 (I)	24円/日	48円/日	72円/日	介護福祉士70%以上または、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上	
サービス提供体制強化加算 (II)	20円/日	40円/日	59円/日	介護福祉士60%以上	
サービス提供体制強化加算 (III)	7円/日	13円/日	20円/日	①介護福祉士50%以上②常勤職員75%以上③勤続7年以上30%以上①～③のいずれかに該当	
夜間専門ケア加算 (II)	28円/日	55円/日	82円/日	夜間常勤換算方法で、1以上の従業者を配置した場合	
若年性認知症利用者受入加算	131円/日	262円/日	393円/日	若年性認知症利用者毎に担当者を定め、その者を中心に当該利用者に向けたサービスを提供する。	○
口腔衛生管理体制加算	33円/月	66円/月	99円/月	当該事業所において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアに係る技術的助言および指導を月1回以上行っている。	○
口腔・栄養巣スクリーニング加算 (I)	22円/6月	44円/6月	66円/6月	サービス事業者職員により入居時及び6か月毎に口腔・栄養状態を確認し、介護支援専門員に報告*6か月毎に算定。	○
科学的介護推進体制加算	44円/月	88円/月	131円/月	すべての利用者のデータ (ADL・栄養・口腔・嚥下認知症等) を厚労省へ提出、フィードバックを受けケアプランに反映し、PCDAサイクルによりケアの向上に努める	○

※1. (1)(2)の自己負担額には地域区分 (特別区) 適用率1.09を乗じています。

※2. (1)(2)の適用欄の○印は、サービス加算を行っている項目です。

※3. ※1, ※2の加算に加え、介護職員等処遇改善加算 (I) あり。

(3)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

- ① 家賃
月額 50,000円
- ② 食費
1日あたり 1,100円
- ③ 水光熱費
月額 18,000円
- ④ その他の料金 (個別に希望を確認し、対応する費用となります)